

定 款



Bank of
NAGOYA

名古屋銀行

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	株 式	2
第 3 章	株 主 総 会	3
第 4 章	取締役および取締役会	4
第 5 章	監査等委員会	6
第 6 章	会 計 監 査 人	6
第 7 章	計 算	7

株式会社 名古屋銀行定款

2025年10月 1 日改正

第 1 章 総 則

第 1 条 （商号） 当銀行は、株式会社名古屋銀行と称する。英文では、The Bank of Nagoya, Ltd. と表示する。

第 2 条 （目的） 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

- 1．預金または定期積金の受入れ、資金の貸付け、または手形の割引
ならびに為替取引
- 2．債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随
する業務
- 3．国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集
または売出しの取扱い、売買その他の業務
- 4．信託業務
- 5．前各号の業務のほか、銀行法、担保付社債信託法、その他の法律
により銀行が営むことのできる業務
- 6．その他前各号の業務に付帯または関連する事項

第 3 条 （本店の所在地） 当銀行は、本店を名古屋市に置く。

第 4 条 （公告方法） 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、
事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができな
い場合は、日本経済新聞および名古屋市において発行する中日新聞
に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 （発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、1 億 5 千万株とする。

第 6 条 （自己の株式の取得） 当銀行は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 7 条 （単元株式数） 当銀行の単元株式数は、100株とする。

第 8 条 （単元未満株式についての権利） 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1．会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- 2．会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- 3．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4．次条に定める請求をする権利

第 9 条 （単元未満株式の売渡請求） 当銀行の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条 （株主名簿管理人） 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。

第11条 （株式取扱規程） 当銀行の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日） 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載
または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関
する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、
予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第13条（招集） 当銀行の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、
臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第14条（開催場所） 当銀行は、愛知県で株主総会を開催する。

第15条（招集権者および議長） 株主総会は、取締役頭取がこれを招
集し、議長となる。

②取締役頭取に事故があるときは、取締役会において予め定めた順
序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（電子提供措置等） 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書
類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部また
は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付
する書面に記載しないことができる。

第17条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段
の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって
行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することがで
きる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議
決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使） 株主は、当銀行の議決権を有する他の
株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当

銀行に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第19条 （員数） 当銀行の取締役は、20名以内とする。

②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、7名以内とする。

第20条 （選任方法）取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 （任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

第22条 （取締役会の設置） 当銀行は、取締役会を置く。

第23条 （代表取締役および役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

②取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役頭取1名、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条 （報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、

株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第25条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（取締役会の招集） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役頭取が、取締役頭取に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

② 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

③ 取締役会は、取締役全員の同意があるときには、招集の手続を経ないで開催することができる。

第27条（取締役の責任免除） 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第28条（取締役会の決議の省略） 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第29条（業務執行の決定の取締役への委任） 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

第30条（監査等委員会の設置） 当銀行は、監査等委員会を置く。

第31条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第32条（監査等委員会の招集） 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときには、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 6 章 会計監査人

第33条（会計監査人の設置） 当銀行は、会計監査人を置く。

第34条（選任方法） 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第35条（任期） 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第36条（報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第37条 （事業年度） 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第38条 （剰余金の配当） 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

第39条 （中間配当） 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第40条 （剰余金の配当等の除斥期間） 剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。

② 前項の金銭には利息をつけない。